

令和5年度 新たな横浜市指定文化財

横浜市文化財保護審議会（会長 吉田 鋼市 氏）の答申を受け「木造釈迦如来坐像」ほか4件を横浜市指定文化財に指定することを決定しました。今回の指定により、横浜市指定文化財は174件になります。

今後、関連イベントとして、横浜市役所にて令和6年1月10日（水）からパネル展示を、横浜市歴史博物館にて令和6年2月3日（土）から「令和5年度横浜市指定・登録文化財展」を開催します。

12月15日(金)の告示をもって正式に指定されます

	指定/登録	種別	名称及び員数	所有者
①	指定	有形文化財（彫刻）	もくぞうしやくかによらいざぞう 1 軀 木造釈迦如来坐像	宗教法人寶林寺
②		有形文化財（古文書）	いんゆうじゆよかくにちでんぼうこかじょう 1 通 印融授与覚日伝法許可状	宗教法人宝生寺
③		有形文化財（建造物）	まつおじんじやほんでん 1 棟 松尾神社本殿	宗教法人松尾神社
④		有形文化財（建造物）	しのづかほちまんじやほんでん 1 棟 篠塚八幡社本殿	宗教法人松尾神社
⑤		有形文化財（建造物）	さかもとだいろくしやほんでん 1 棟 坂本第六社本殿	宗教法人第六社

文化財概要

①木造釈迦如来坐像（彫刻）《平安時代後期》

所有者：宗教法人寶林寺 所在地：南区永田北 員数：1 軀



臨済宗円覚寺派寶林寺に伝来し、本堂に本尊として安置される。本像は穏やかな平安後期彫刻の作風を示し、割矧ぎ造りの手法にもその時期の特色を示すが、体部背面に一材を足して体軀の奥行きを増しているところや衣文の彫りが明快なところに、鎌倉時代への接近もうかがわれ、12世紀後半もやや遅い時期の製作と考えることができる。

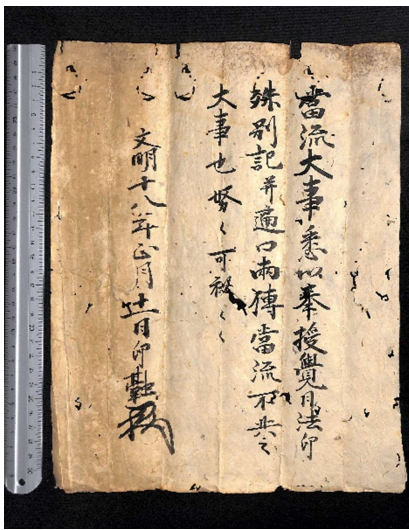
像の表面は現状では肉身部が金泥塗り、着衣部が古色塗りにおおわれるが、着衣の腰部などに赤系の彩色とその上の切金文様を認めることができる点において、一般的には漆箔などによる皆金色の仕上げがなされる如来彫像としては、本像は異色がある。

本像は現在の安置寺院の開創以前の伝来は知られないが、平安時代後期にさかのぼる優れた造形を示し、表面仕上げの技法にも特色がある。本市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品である。

裏面あり

②印融授与覚日伝法許可状(古文書)《室町時代》

所有者：宗教法人宝生寺 員数：1通 所在地：金沢区金沢町（神奈川県立金沢文庫寄託）



宝生寺（南区堀ノ内町）は、室町時代には当地の権力者の庇護を受け、真言宗の学問寺として重要な役割をもち、神奈川湊に近接する地の利を得て多数の学僧が往来する宗教的拠点となっていた。

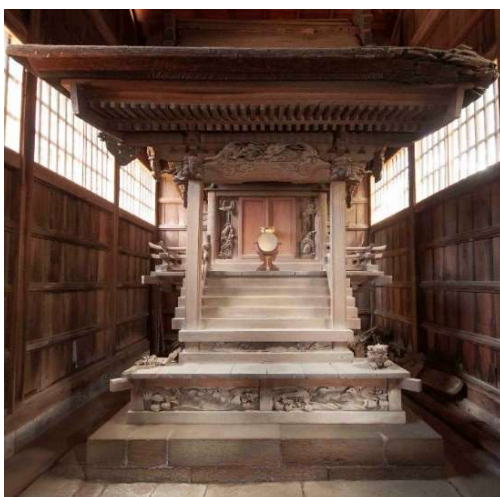
「印融授与覚日伝法許可状」一通は、三宝院流の授法にともなうて、流儀で最も秘伝とされている『別記』・『遍口鈔』を伝授し、秘蔵することを命じた印融自筆の切紙である。

宝生寺に伝来する資料のうち「宝生寺印信集」（市指定有形文化財）には、「印融授与覚日伝法許可状」に記されるものと同じ年月日、文明十八年（1486）正月十一日に印融から覚日へ伝授された印信が残されており、『三宝院伝法血脈』（続群書類従所収）にも記載されている。このことから、「印融授与覚日伝法許可状」一通は、「宝生寺印信集」と一具をなす法流伝授を証する資料であることが明らかである。

室町時代の真言宗の学僧として多大な業績を残した印融は、榎下観護寺・鳥山三会寺を本拠にして高野山に游学し、東国の各地で活動した特筆すべき横浜の先人であるが、世俗的な書状は全く残っておらず、著述の中にも自らの経歴や庇護者について何も書き残していない。「印融授与覚日伝法許可状」に大きく記される印融の花押は、堂々とした高級な武家様であり、印融が生まれて間もなく滅亡した宅間上杉氏と何らかの関わりがあった可能性も推測せしめる。今まで印融の花押は聖教の奥書に小さく記された数点しか知られなかったもので、その意味でも貴重な資料と言える。

③松尾神社本殿(建造物)《江戸時代》

所有者：宗教法人松尾神社 員数：1棟 所在地：戸塚区上矢部町



覆屋内に西面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は柿葺である。棟札写が注目され、上矢部村内に所在する松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社の3社が境内建物再建造営を同年同月同日に行ったと伝える。また、建築造営は鎌倉扇谷の河内長左衛門智英が棟梁をつとめ、河内吉左衛門豊久と江戸浅草の彫工石川藤吉郎豊信が関与したことも伝える。

建築装飾は、本殿全体に彫物を多数施し、木鼻や虹梁絵様・墓股にとどまらず各所を丸彫や透かし彫で埋め尽くしている。

寛政13年（1800）から文化4年（1807）にかけて上矢部村の3社が同時に社殿再建を行った過程を伝える遺構である点、鎌倉大工の河内家と江戸彫物大工の石川家の関与が明らかな点、総檜造の一間社流造建築・柿葺屋根の原形を良く留める点、現存する3社本殿の中で最も規模が大きく装飾が豊かで柿葺軒付も上等である点、において横浜市近世後期寺社造営の実態を伝える存在として貴重である。

④篠塚八幡社本殿(建造物)《江戸時代》

所有者：宗教法人松尾神社 員数：1棟 所在地：戸塚区上矢部町



覆屋内に西面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は柿葺である。御社造営棟札を有し、その内容は松尾神社棟札写の内容を裏付けるものとして重要である。すなわち上矢部村内に所在する松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社の3社が境内建物再建造営を同年同月同日に行ったこと、建築造営を鎌倉扇谷の河内長左衛門智英が棟梁をつとめ、河内吉左衛門豊久と江戸浅草の彫工石川藤吉郎豊信が関与したことを伝える。加えて松尾神社棟札写では省略されて確認できない、地域の造営関係者名が明確となる点で一層価値が高い。

建築装飾は、本殿全体に彫物を多数施す点が注目される。ただし、足元廻りには透かし彫を配置してはいない。

寛政13年(1800)から文化4年(1807)にかけて上矢部村の三社が同時に社殿再建を行った過程を伝える遺構である点、鎌倉大工の河内家と江戸彫物大工の石川家の関与が明らかな点、総檜造の一間社流造建築・柿葺屋根の原形を良く留める点、現存する3社本殿の中では松尾神社本殿の規模と装飾には及ばないが坂本第六社本殿と同規模同形式で、そのことが19世紀初期の上矢部村における小名間の実態を知るうえで貴重な資料となり得る、などの点において重要である。

⑤坂本第六社本殿(建造物)《江戸時代》

所有者：宗教法人第六社 員数：1棟 所在地：戸塚区上矢部町



覆屋内に南面して建つ総檜造の一間社流造で、屋根は一文字鉄板葺である。篠塚八幡社棟札および松尾神社棟札写によると、上矢部村内に所在する松尾神社・篠塚八幡社・坂本第六社の3社が境内建物再建造営を同年同月同日に行ったと伝える。また、建築造営は鎌倉扇谷の河内長左衛門智英が棟梁をつとめ、河内吉左衛門豊久と江戸浅草の彫工石川藤吉郎豊信が関与したという。

本殿は屋根が鉄板葺に変更されている以外は、規模はもとより基礎・軸部・造作などの建築概要および装飾細部に至るまではほぼ篠塚八幡社本殿と同じである。特に建築装飾である彫物を胴板の大羽目をはじめ各所に用いる点が注目され、しかも彫物部分に彩色痕跡を留めるものが多く、この本殿もまた建築当初から覆屋に守られてきたことをうかがわせる。

寛政13年(1800)から文化4年(1807)にかけて上矢部村の三社が同時に社殿再建を行った過程を伝える遺構である点、鎌倉大工の河内家と江戸彫物大工の石川家の関与が明らかな点、屋根は鉄板葺に変更されているがそれ以外は総檜造・一間社流造建築の原形を良く留める点、現存する3社本殿の中では松尾神社本殿の規模と装飾には及ばないが篠塚八幡社本殿と同規模同形式であり、そのことが19世紀初期の上矢部村における小名間の実態を知るうえで貴重な資料となり得る。

※写真のデータ提供が可能です。ご希望の方は、電子メールにてご連絡ください。(教育委員会事務局生涯学習文化財課 ky-bunkazai@city.yokohama.lg.jp)

お問合せ先

教育委員会事務局 生涯学習文化財課長 小野寺 紀子 Tel 045-671-3236